

台湾苗栗県における農村再生をめざすコミュニティ計画の特徴比較

一 農村再生条例に基づく社区の農村再生計画を例として

Features of Community Plans Aimed at Rural Rejuvenation in Taiwan Miaoli County

- A Case Study in Community's Rural Rejuvenation Plans Based on Rural Rejuvenation Act -

王 忠融* 九鬼康彰** 星野 敏*** 橋本 禪***

Chung-jung WANG*, Yasuaki KUKI**, Satoshi HOSHINO*** and Shizuka HASHIMOTO***

(*京都大学大学院農学研究科) (**岡山大学大学院環境生命科学研究科) (***)京都大学大学院地球環境学堂)

(*Graduate School of Agriculture, Kyoto University) (**Graduate School of Environmental And Life Sciences, Okayama University) (***) Graduate

School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

I 研究の背景

台湾において、1994年に社区营造政策（住民参加方式のまちづくり政策）が実施されてから19年、2010年に農村再生条例^{注1)}が施行されてから3年が経過した。本条例は、高齢化や生活環境施設の不備等による農村の活力低下、これまでの地域発展政策が都市域を対象としていたために台湾独自の文化意識や土地への愛着が衰退したこと、そして農村発展に資する長期的かつ計画的な制度がなかったことへの反省に立って策定されたものである。ハード整備の促進と並行して、人材育成等のソフト事業が重視され、農村の総合的な活性化を目的としていれる。本条例は社区を対象として10年間にわたって実施される予定で、予算として専用の基金を設立することで2000億円（約6000億円）を投入し、4000の農村社区^{注2)}と60万世帯に利益をもたらすとしている。

農村再生条例の実施機関は行政院農業委員会^{注3)}であるが、防災施設をはじめとする農村整備事業等の実務は、下部組織である農業委員会水保持局（以下、水保局）が担当している。農村再生条例の実施にあたっては、まず、社区の住民が水保局による培根計画（＝人材育成事業）^{注4)}に参加し、事業の企画と実施に関する講義を受け講ずる必要がある。その後、農村再生のための総合的な計画を作成・提出し、県もしくは市政府の審査を経て、さらに年度ごとに細分化された計画を作成して補助金を受け、計画実施に至るという流れになっている。

II 本研究の目的及び方法

1 先行研究と本研究の目的

台湾における農村再生計画に関する先行研究には、制定前の草案を取り上げて農村再生計画の効果と課題を予

測的に評価したものが多く見られる。効果としては、①計画作成前の人材育成システムの導入により社区住民の共同意識が向上し、住民参加の機会が増える¹⁾、②農村環境を対象とする行政部局を統合した新たな行政機構を設置することにより、従前からの課題である各部局の計画の重複が解消する²⁾、③歴史的な価値がある私有財産が補助金で保護されることにより、伝統的建物の保存と維持が進展する³⁾などが挙げられている。一方、課題としては、①計画のハード面への偏重⁴⁾、②産業振興、生態、文化価値を軽視する傾向⁵⁾などが指摘されている。

農村再生条例の制定後、実際に作成された農村再生計画を対象とした研究はない。そこで本研究では社区によって実際に計画作成の経緯及び作成された農村計画書の内容を明らかにすることから計画の特徴を分析し、農村再生条例下で農村再生がどのように目指されているかを明らかにするとともに、先行研究で指摘された予測的評価を検証することを目的とする。これらの分析結果は、農村再生計画の効果や課題を検討する際の基礎資料として役立つことを最終的な目標としている。

2 研究の方法

研究の方法は以下の通りである。まず、農村再生条例と計画に関する文献や行政資料を収集した。次に、農村再生計画書を作成した社区に対してヒアリング調査を行い、農村再生計画を作成した経緯や社区のプロフィールを把握した。また、計画書に記載されている計画内容を整理して、農村再生計画の特徴を明らかにした。計画内容の分析にあたっては、前述の先行研究で指摘されたハード面への偏重、並びに産業振興、生態、文化価値の軽視といった課題が実在するかの検証と、計画の全体的特徴を把握するために、すべての計画書の項目を分類して集計した。項目は、まずハード型、ソフト型、総合型^{注6)}という大分類、次に、農村再生条例第9条に指定されて

11) を参考にせず、計画書のサンプルを参考に作成している。計画書のサンプルとは、水保局のホームページ¹¹⁾で
 表2 地区が作成した農村再生計画書の目次構成
 Table2 Contents of a Rejuvenation Plan

| 節 | 草 | 節 | |
|-----------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 1. 地区基本資料 | 1. 地区位置、範囲、面積 | SWOT 分析 | |
| | | | 3. 地区の課題と対策 |
| | 2. 自然環境 (地形、気候、水文、景観) | 4. 農村発展のコンセプト | |
| | | | 4. エリア別のコンセプト |
| 2. 農村地区現状 | 3. 計画の概要 維持管理方式 経済効果 社会効果 | 環境 (生態) 効果 | |
| | | | 5. 実施計画 |
| | | | 6. 計画の効果評価 |

11) を参考にせず、計画書のサンプルを参考に作成している。計画書のサンプルとは、水保局のホームページ¹¹⁾で
 表2 地区が作成した農村再生計画書の目次構成
 Table2 Contents of a Rejuvenation Plan

| 節 | 草 | 節 | |
|-----------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 1. 地区基本資料 | 1. 地区位置、範囲、面積 | SWOT 分析 | |
| | | | 3. 地区の課題と対策 |
| | 2. 自然環境 (地形、気候、水文、景観) | 4. 農村発展のコンセプト | |
| | | | 4. エリア別のコンセプト |
| 2. 農村地区現状 | 3. 計画の概要 維持管理方式 経済効果 社会効果 | 環境 (生態) 効果 | |
| | | | 5. 実施計画 |
| | | | 6. 計画の効果評価 |

表 1 苗栗県における調査地区の概要

Table 1 Researched Community Profiles in Miaoli County

| 地区名称 | 新英 | 流東 | 双潭 | 山脚 | 北埔 | 銅鼓 | 新潭 | 梁林 | 東興 | 煙西坪 | 開板 |
|---------------|--------------|------------------|------------|-------------|---------------|-----------------|-----------|--------------|----------------|----------|------------------|
| 番查通過年月 | 2011年03月 | 2011年03月 | 2011年05月 | 2011年05月 | 2011年05月 | 2011年06月 | 2011年08月 | 2011年11月 | 2012年02月 | 2012年03月 | 2012年05月 |
| 計画提出組織 (代表組織) | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 地区発展協会 | 集落発展協会 | 観光遊休農業区発展協会 | 産業文化発展協会 | 地区発展協会 |
| 立地条件 | 都市周辺型 | 山地型 | 都市周辺型 | 都市周辺型 | 山地型 | 山地型 | 都市周辺型 | 山地型 | 山地型 | 山地型 | 山地型 |
| 世帯数 | 697 | 757 | 516 | 571 | 219 | 333 | 590 | 430 | 286 | 305 | 151 |
| 人口 (人) | 2157 | 2853 | 1792 | 1787 | 635 | 1090 | 2076 | 1239 | 902 | 853 | 389 |
| 主要民族 | 客家 | 客家 | 客家 | 閩民系: 客家=6:4 | 客家 | 客家 | 客家 | 客家 | 客家 | 客家 | 客家 |
| 執筆者の職業 | Uターンのレストラン業者 | | 定年退職の教師 | 定年退職の教師 | 定年退職の教師 | フリーターの理事 | フリーターの理事 | Uターンの定年退職の教師 | 観光遊休農業区発展協会の理事 | 専業農家の理事 | Uターンの定年の民信業者の総幹事 |
| 執筆者の組織 | なし | | | | | | | | | | |
| 培根計画の要年数 | 3年 | 3年 | 5年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 6年 | 5年 | 5年 | 3年 |
| 過去の地区營造経験年数 | 5年 | 7年 | 13年 | 15年 | 6年 | 8年 | 8年 | 10年 | 7年 | 7年 | 5年 |
| 主な産業 | 稲農 | 農業 | 農業、遊休農業 | 農業 | 農業 | 農業 | 農業 | 農業、遊休農業 | 農業、遊休農業 | 農業、遊休農業 | 農業 |
| 遊休農業区 | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 地区外のキーパーソン | なし | 他の地区、地区營造センター専門家 | 農協、市役所、専門家 | なし | NGO組織、サポーター組織 | 地区營造センターサポーター組織 | 市役所役員、専門家 | サポーター組織、専門家 | 県政府、政治家 | 専門家、政府 | 他の地区、専門家、サポーター組織 |

表3 苗栗県における11農村地区の農村再生計画項目別集計結果

Table 3 A Classified result of Items in 11 Rural Community's Plans in Miaoli County

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 合計件数の | 新英 | 流東 | 双潭 | 山脚 | 北埔 | 銅莛 | 獅潭 | 栗林 | 東興 | 雁西岸 | 明敏 | 中分類の合計件数 | |
|---------------|-----|-------------------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----------|--|
| 施設の整備 | | 寺周辺環境 | 29 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 集会施設 | 8 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 公園、広場 | 6 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 警察所 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 水路 | 10 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 福祉施設、休憩場 | 9 | 9 | 3 | 29 | 23 | 3 | 6 | 10 | 3 | 14 | 8 | 9 | 117 | |
| | | 交通施設、(自転車) 道路、歩道、駐車場、橋 | 43 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 学校周辺 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 下水道、廃棄物処理施設、公衆トイレ | 7 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地図、方向、地域ごとの説明看板設置 | 19 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 下水道、廃棄物処理施設、公衆トイレ | 27 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 交通施設、(自転車) 道路、歩道、駐車場、橋 | 35 | 2 | 4 | 32 | 5 | 3 | 2 | 28 | 14 | 19 | 7 | 12 | 128 | |
| | | 福祉施設、休憩場、景観スポット | 26 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 公園、広場 | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 上下水道水質改善、水道方式 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集会施設 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規施設の整備 | | 歴史的建築物の補修、保存、利活用、空き家の解体 | 61 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 各住宅の小修繕、整備 | 44 | 26 | 5 | 11 | 24 | 17 | 11 | 6 | 5 | 4 | 9 | 6 | 124 | |
| | | エコシステムの導入(太陽光発電、水再利用) | 19 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 防災施設 | 54 | 5 | 1 | 4 | 0 | 5 | 0 | 7 | 11 | 7 | 5 | 10 | 55 | |
| | | 拡声器などの避難システムの設置 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 緑化、造林、並木 | 94 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 川、ため池のビオトープ | 45 | | | | | | | | | | | | | |
| | | エコ活動やイベント | 16 | 17 | 4 | 29 | 28 | 14 | 4 | 28 | 7 | 18 | 17 | 7 | 173 | |
| | | 地域入り口の標識、公共芸術 | 14 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 電気地下化 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 文化保存と活用 | | 歴史建物、古道の修繕、保存、活性化 | 11 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 文化活動(祭り、芸術など) | 34 | 8 | 5 | 22 | 5 | 10 | 8 | 0 | 9 | 11 | 3 | 10 | 91 | |
| | | 伝統技術の伝習 | 14 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 歴史、文化に関する物の収集 | 18 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地域展示館の設置 | 14 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農産品包装、販売ルートの確立 | 43 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農道整備、農地整備、地力改善 | 37 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 産業技術研修、商品開発 | 42 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農産品直売イベントの開催 | 46 | 6 | 10 | 11 | 65 | 10 | 20 | 13 | 19 | 23 | 33 | 19 | 229 | |
| | | 直販所、活動拠点の設置 | 41 | | | | | | | | | | | | | |
| 産業活性化 | | 交流、体験活動 | 19 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大規模な農業施設の建設に伴う環境影響評価 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 子供の福祉活動 | 10 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地域安全、治安 | 6 | 4 | 0 | 8 | 9 | 5 | 4 | 8 | 5 | 0 | 2 | 3 | 48 | |
| | | 福祉拠点設置、活動 | 32 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 担い手の養成、人材育成 | 27 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 勉強会、講演会の開催 | 30 | 16 | 3 | 1 | 27 | 1 | 2 | 4 | 6 | 1 | 4 | 8 | 73 | |
| | | 見学、視察、調査活動 | 16 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地域情報と発信システムの設置、作成 | 13 | 7 | 1 | 2 | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 24 | |
| | | 地域紹介資料、刊行物の作成、出版 | 11 | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の連携 | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 6 | | | |

(注) 網掛けは、各市区の農村再生計画の中で最も項目数が多い分野(中分類の1位項目)を指す。

培根計画の果たす役割が大きいことが伺える。

IV 苗栗県における農村再生計画書の特徴分析

(1) 大分類別にみた全体的な特徴

11 社区の農村再生計画書を 3 の大分類, 11 の中分類及び 47 の小分類で計画項目別に集計すると, 総項目数は 1,068 件で, 各社区の項目数は 36~190 であった(表 3)。まず大分類を見ると, ハード型は 424 件 (39%), 総合型は 541 件 (51%), ソフト型は 103 件 (10%) と, 総合型が最も多かった。ハード型がソフト型の計画数より多いことは計画のハード面への偏重²⁾の予測的評価が苗栗県では当たっていることが言える。さらに, ハード型の中分類の集計を見ると, 施設の整備は 117 件, 新規施設の整備は 124 件と, 従来の施設の更新または新規施設の整備に対するニーズの両方がみられた。小分類の集計を見ると, 施設の整備と新規施設などの整備の中で最も多い項目は道路, 歩道, 駐車場, 橋などの交通施設 (117 件中 43 件, 128 件中 35 件) が多く求められている。一方, 最も多いソフト型の中分類は人材育成 (73 件) で, 勉強会の開催や担い手の養成 (73 件中 30 件および 27 件) が特に求められている。

(2) 中分類および小分類の重視度からみた特徴

この項目の集計を用い, 計画の総合性と特徴を考察した。その上で, 事業計画の内容の傾向を把握するために, 中分類の 11 項目について, 社区ごとに事業計画数が最も多い項目を 11 点として 1 点まで得点化し, 次に項目ごとに順位の加算を行った, 中分類の項目数を得点化すると, 産業活性化 (107 点), 生態保育・景観形成 (97 点), 個別住宅整備 (85 点), 新規施設の整備 (82 点), 施設の整備 (78 点), 文化保存と活用 (78 点), 防災施設 (59 点), 人材育成 (58 点), 地域福祉 (51 点), 情報の収集と発信 (37 点), 地域連携 (22 点) となった。産業活性化が最も得点が高く, 11 社区中 7 社区 (栗林, 東興, 壱西坪, 流東, 山脚, 銅鏡, 開鋳) において事業計画数が最多であった。各社区の農村再生計画書によれば, 主要産業はいずれも農業や遊休農業であるが, 農業基盤整備事業³⁾に関する項目は少ない (229 件中 37 件)。さらに農産品包装や農産品の販売ルートの確立, 農産品直売イベントの開催, 直販所活動拠点の設置などの販売促進に関する項目が多く見られる (229 件中 130 件) ことから, ハード面は既に整備されており, ソフト面に関する新たなニーズが生じていることが指摘できる。またこうした傾向は, 農産品の販売ルートの不安定性や農家自らの農産品販売促進技術の未熟さが中心的な課題に移行しつつあるためと推測されるが, 背景には 6 次産業化概念の推

進政策の影響も推察される。

次に, 2 位の生態保育・景観形成では, 最も多い小分類が緑美化, 造林, 並木 (173 件中 94 件) であった。これは事業に参入しやすい上, 事業対象が道路であるため, 土地使用権の取得が容易であることによると考えられる。

また, 3 位の個別住宅整備は, 11 社区中 2 社区 (新英, 北輔) の計画書において事業計画数が最も多い項目であった。個別住宅整備の中で最も多いのは歴史的建築物の補修, 保存, 利活用, 空き家の解体 (124 件中 61 件) である。歴史建築物を活用し, 空間の再利用や, 文化の保存を行い, 社区のアイデンティティを確立する計画はこれまでどの社区營造において多く見られたが, 農村再生条例に初めて盛り込まれたものであり, 事業実施の手続きも簡便であるため, 特に注目されたと考えられる。以上の第 1, 2, 3 位の項目は, 「産業振興, 生態を軽視する傾向」の劉²⁾の指摘とは異なる結果であった。

さらに, 4 位の項目は新規施設の整備で, 11 社区中 2 社区 (双潭, 獅潭) の計画書において最も多かった。いずれの社区も都市周辺型の立地条件にあるが, 上下水道などのハード整備がまだ行われておらず, 都市に近いより快適な生活の質の向上として上下水道の整備または景観整備などが望まれることが分かった。また, 地域福祉や情報収集と発信, 及び地域連携については, 今のところ住民は特に注目していないものの, 高齢化や ICT 化, まちづくり主体の協働が進む社会情勢の中で, 今後, 苗栗県でも発展する可能性があると考えられる。

V まとめ

先行研究で指摘された予想的評価を検証した結果, 農村再生計画の内容は総合型が最も多いとはいえ, 依然としてハード面に偏重する傾向があるとの予想は一致したが, 産業振興, 生態, 文化価値が軽視されるとの予想は当たらなかった。本研究で得られた農村再生計画の内容に関する特徴をまとめると, 以下のようである。(1) 人材育成: 計画書の作成は, 行政機関による計画書作成のサンプルに基づいたデータを活用しており, それぞれ社区の中で作成したものを活用していったことから, 培根計画の実情に合ったものになっていったこと, 培根計画の有効性が示唆された。(2) 策定単位: 社区単位で策定した事業両方を組み合わせた総合型の計画が多いため, 計画内容は総合的であることが伺える。また, 最も重要視されたものは産業活性化で, 農産品の販売促進ニーズが多く見られた。(4) 支援制度・支援者: 計画作成を外部の団体が技術的に支援する制度が整備されているが, それ

以外に様々な市区外のキーパーソンの協力を得ていることも多かった。

謝辞

本研究は科学研究費（課題番号：23658191、代表者：山路永司）の助成を受けて行った。また行政院農業委員会水士保持局と苗栗県政府、11 市区関係各位の多大なる調査への支援に対して、ここに記して謝意を表す。

- 注1) 台湾では一般法は法律であるが、特定の政策目的実現のための法律は条例として公布される
- 注2) 市区とは community の訳語で、日本の「まち」と同じ意味を持つ。農村市区であることが本条例の対象要件となる。農村市区とは「非都市で既に一定規模を有する集居集落及びその近隣で全体的発展の必要がある区域を指す（条例第3条）」⁸⁾。
- 注3) 日本の農水省に相当。
- 注4) 台湾では「計画」とは政府の事業とほぼ同じ意味で用いられる。
- 注5) ハード型はハードウェア中心の環境、農地整備などの計画、ソフト型とはソフトウェア中心の人材育成、情報収集などの計画、総合型はハードとソフトの両方を含む計画を指す。
- 注6) 公表資料では数値しか示されておらず、計画書の入手は不可能だった。
- 注7) 市民農園、観光農園などの観光、休暇、農業体験のために指定された区域である。
- 注8) 市区営造などの事業を行う、政府の補助金の受け皿となる市区組織。
- 注9) 市区が最初政府に提出する農村再生計画は初版と呼ばれ、審査の過程で審査委員の意見を受けて

修正され、最後に提出する農村再生計画が最終版と呼ばれる。⁹⁾

注10) 文化建設委員会は日本の文部科学省、勞工委員会は厚生労働省に相当する。

注11) 秩序ある社会発展と土地管理を明確にし、国土計画と整合するために、地方自治体が各種の農村発展に影響する事項を見定める計画である。（条例第8条）⁸⁾

注12) 農業基盤整備事業とは農道整備、農地整備、地力改善、大規模な農業施設の建設に伴う環境影響評価を指す。

引用文献

- 1) 楊 婉慧 (2010)：農村再生培根計畫執行成效檢討之研究，中興大學水士保持所碩士論文，199p.
- 2) 劉 健哲，楊 涵如，盧 慶龍，林 佑穎 (2009)：我對農村再生的看法，鄉村發展，11, 142-151.
- 3) 曾 旭正(2008)：審視台灣農村的新藥方，農訓雜誌，25：11, 18-21.
- 4) 三宅康成，片山桂子，榎本 淳，九鬼康彰 (2009)：神戸市における「里づくり計画」の特徴分析，兵庫県立大学環境人間学部研究報告，11, 141-147.
- 5) 農村再生歷程網，<http://ep.swcb.gov.tw/ep/Default>，2013年4月30日，2011年4月30日。
- 6) 苗栗縣政府 (2012)：苗栗縣農村再生總體計畫，未出版。
- 7) 王 忠融，九鬼康彰，星野 敏，橋本 禪 (2012)：地域住民を対象とするむらづくり人材育成事業の実態と特徴-台湾の農村再生条例における培根計画を事例として，農村計画学会誌，31, 論文特集号，291-296.
- 8) 東 正則 (2011)：台湾の「農村再生条例」の活用方向について，工学院大学研究報告，110, 65-75.

Summary : This study aims to clarify the features of community plans based on the "Rural Rejuvenation Act"(RRA), choosing Miaoli county of Taiwan as a case study area. We scrutinized planning documents made by national and county government and conducted interview to government officials who take charge in Rural Rejuvenation. As a result, we clarified two features: 1) the form of planning document is developed by the government but contents are different from community to community, combining various hard and soft programs to deal with varying characteristics of local communities. 2) Although most of plans combines both hard and soft programs in a comprehensive manner, they put more emphasis on the hard programs such as industry promotion, landscape, conservation of environmental and cultural properties as well as traditional buildings.

キーワード (Keywords) : コミュニティ計画(Community Plan), 農村再生条例 (Rural Rejuvenation Act), 台湾(Taiwan)

(2013年5月19日 原稿受理)
(2013年9月14日 採用決定)